

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2019 年 10 月 17 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.41

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.32

合同
発行

連絡先：〒 196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/> (注！変更しました。)

発行：横田・基地被害をなくす会／第 9 次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第 9 次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

高裁審理は前代未聞の 1 回で結審～判決は 来年 1 月 23 日 16 時～

前回 NEWS でお知らせしましたように、9 月 17 日に、東京高裁で第 1 回目の審理が開かれ、この 1 回だけで結審になりました。全国の基地訴訟では前代未聞のことでした。

この間、弁護団・原告団が、高裁を 1 回の審理で終わらせず、丁寧な裁判を行わせるために、様々なはたらきかけや努力をしてきましたが、残念な結果となってしまいました。

今更ながら、裁判官の誠意のなさや審理に対する責任感のなさに驚いています。

控訴審とはいえ、公害裁判で、原告＝被害者の声を聞かず、現地に行かず、航空機騒音を聞かずして、どのように被害を評価できるのでしょうか。この間、原告側が提出したビデオや騒音データだけを見て判決を書くのだとしたら、判決文は空疎なものになりかねません。

今後、私たちの被害を裁判官にわからせる行動を提起していこうと考えています。



具体的には、裁判所前での宣伝行動を継続して行う、裁判官に対して署名運動に取り組むなどですが、詳細は次号 NEWS でお知らせします。

とりあえずは、1 月 23 日 (木) 16 時～という、裁判官の意図が読めない遅い時間帯に判決指定があったことのみお知らせしておきます。

判決当日の行動についても、詳細は次号 NEWS でお知らせします。
(原告団事務局)

控訴審弁論＝地裁結審後の被害の拡大や地裁判決の誤りを指摘、被告国の主張の嘘を暴く

9月17日の高裁において、私たち弁護団・原告団は、以下の主張を弁論の形で行いました。（弁護団の先生が9/17裁判当日NEWSに書いていただいたものを一部省略して掲載しました。）

1. オスプレイの正式配備について

第一審の口頭弁論終結後に横田基地に起こった一番大きな出来事が2018年10月（実質配備は同年6月）のオスプレイCV22の正式配備です。正式配備前も何度かオスプレイが飛来していたことや正式配備の予定があったため第一審で主張はしていましたが、実際に配備された後の被害状況を新たに主張立証しました。具体的には、この間原告の皆さんに作成していただいたオスプレイによる被害についてのアンケートを提出し、オスプレイの騒音が他の航空機やヘリコプターとは違う異質なもので、振動被害や身体に感じる不快感などの被害を訴えている住民が多数いることを主張しました。

また、配備後の基地周辺の航空機騒音の回数が増加しているデータも提出しています。

更に、CV22の低周波音が環境省の心理的影響と物的影響の生じ得る値（参照値）を超えているという結果が測定されたデータも提出し、低周波音という被害においてもオスプレイの正式配備が更なる被害を与えていることを主張しています。

2. コンター外原告の被害について

第一審判決では75Wコンターの範囲外の原告についての被害を認めず、損害賠償請求を棄却しました。コンター外の住民の被害については他の訴訟でも未だ認められていない部分ですが、今回の訴訟で被害を認めさせるべく控訴審でも主張立証を行っています。

そもそも裁判所はコンターの基準である75W

以下を一律に損害賠償の対象から外していますが、これは欧州WHO環境騒音ガイドラインにおける勧告値のLden45（58W）とはかけ離れた基準であり、日本の航空機騒音の環境基準値とされている70Wも無視したもので本来おかしいものです。

立証としては、控訴提起後に、コンター外の原告の自宅で騒音測定を行いその結果を提出しています。コンター外でも、コンター内（75W）地点とほぼ変わらない（場合によってはむしろ高いこともある）騒音が多々測定されたことや、環境基準である70Wを上回る騒音が測定されており、コンター外だからという理由で全く被害を認めないというのは間違っており、損害賠償が認められなければならないと主張しました。

3. 防音工事について

防音工事については、第一審はさしたる説明もなしに、防音工事の実施した室数で区別し、1室につき10%、2室目以降は1室につき5%ずつ加算し最大で30%の減額（外郭防音工事は一律30%）を認定しました。

控訴審では、改めて原告宅の家の中で防音工事済みの部屋と未施工の部屋、屋外の三地点で同じ時間に騒音測定を行い、その結果を証拠として提出しました。

その結果は驚くべきことに大半は防音工事施工済み部屋の方が防音工事未施工部屋より高い騒音を記録し、その差は平均値で3.4dBということでした。

このように、防音工事を行っていても全くその効果がないことが立証された原告についても、ただ「防音工事をしているから」という理由で、工事の時期や工事の影響（施工不良を訴える原告も

相当数います。)を全く考慮せずに一律に多額の減額を認めた一審判決は、やはり不当であるというべきです。

4. 地位協定の問題について

新たに日米地位協定の問題についても控訴審で主張しました。

これまで裁判所は、国は、米国軍隊に対しその活動を抑制する権限を持っていないから、国に米軍の飛行の差止を求めることは許されないとの論理で原告の請求を退けています。確かに日米地位協定には、米軍の活動に対し日本の国内法の適用が定められず、米軍の基地の管理、訓練に関する国の関与にかかる明文も無いため、日本が米軍に基地被害解消を具体的に要求する権利は定められていません。

しかし、地位協定には日本にも米国にも、国として相手国に地位協定の改定を要請し交渉する権限を認めています(16条)。したがって、国は基地被害を改善するために地位協定の見直しを米国に求めることができるにも関わらず、裁判で騒音被害が違法であるとして賠償責任を負っていても何十年にも渡りこれを怠り、国民に被害を与えていることを良しとしている訳です。

このような日本の姿勢は米国と対等な独立国とは到底言えません。ドイツやイタリアなど第二次世界大戦において日本と同様に敗戦国となった国は、日本と異なり国内の米軍基地に自国の警察を配置したり夜間飛行を認める例外事例が具体的に限定されているなど大きな違いがあり、このような違いを見ても日本は米国に隷属的な立場で一つの独立国として国民を守る義務を怠っていることは明らかです。

今回、このような理由から、長年の基地の騒音被害の存在を認識しながら地位協定の改定を求めないことを「国の不作為の違法」による被害として新たに主張をしています。

5. 将来請求について

最後に将来請求についても再度主張しています。将来請求というのは、判決を書く基礎となる控訴審の口頭弁論終結日以降の将来にわたっても継続的に損害賠償を支払うように国に求めるものです。被害の継続が今後も残念ながら予想される実態を

直視してもらい、何度も何度も損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない理不尽さに対する救済を求め、このような将来請求を行っています。

今回新たに事実として、横田基地には2024年までにオスプレイがさらに5機、追加配備されることが明らかとなっており、さらに軍用機を追加配備する予定があるというのだから、横田基地の使用状況や飛行訓練等の飛行状況が今後大きく変化するとは考えられず、原告らが受ける被害も拡大こそすれど、縮小する可能性は全くないのだから、将来請求を認めることに問題はないことを強調しています。

◇国側の主張の内容について

国側は、主に防音工事による被害対策の点について、その実績を主張し、損害賠償額の減額を主張しています。しかし、国側は、防音工事に関する15年以上も前の仕方書を持ち出して防音工事の効果を主張し、経年劣化を明言する人が少ないから経年劣化は認められないとか、防音工事が足りない箇所は、住民が足りない箇所を指摘しなかったから悪いのだ、といった、非常識かつ呆れた主張を繰り返しています。裁判官には、このような国の主張が根拠のない、責任逃れの言い訳であることを理解してもらわなければなりません。

また、私たちは、国が米軍に対する対応を怠っていること(不作為の違法)を主張していますが、国側からは、これに対する反論として、国が「航空機騒音の軽減に向けて米軍と交渉するなどの最大限の努力を行っている」などの反論がなされています。かつて日米合同委員会において合意された航空機騒音の規制措置が、米軍により守られてきたという主張です。

しかし、実際には、このような合意を米軍が守っておらず、国は見ても見ぬふりをしてきたことが問題なのです。米軍の横暴に対しては目をつむり、一方で、住民からの訴えに対しては「しかるべき交渉努力をしているし、米軍も合意を守ってくれている」といった「嘘」というほかない主張を繰り返す国の態度は、主権国家としてあるまじきことですし、何よりも、自国の国民に対しあまりにも不誠実であると言わざるを得ません。

— 9月11日 第三次嘉手納基地爆音 差止訴訟控訴審判決…不当判決！— 飛行差止・将来請求を認め ず，賠償金大幅減額

第9次横田基地公害訴訟
原告団 事務局長 棟棠 浄

2019年に入って控訴審（高裁）判決が相次いでいます。

4月第二次普天間，6月第二次新横田，そして9月第三次嘉手納です。続いて10月岩国，来年1月には第9次横田，3月小松と判決が続きます。

嘉手納爆音訴訟団は爆音が著しい周辺自治体とともに支部を結成している，原告数2万2千名のマンモス訴訟団です。爆音被害を許さない闘いとして毎月第3金曜日に嘉手納第1ゲート前や辺野古での現地抗議行動に取り組み，今年の3月からは沖縄防衛局長暴言抗議行動として沖縄防衛局前での行動にも取り組んでいます。また，爆音日誌で被害を告発する地道な闘いも続けながら判決日を迎えました。

全国基地連（全国基地爆音訴訟原告団連絡会）からも，全国から10余名，第9次横田からも3名が傍聴に駆け付けました。

さて，11日の判決ですが，許しがたい判決が出されました。

▶損害賠償：W75（うるささ指数75）居住者＝4,500円／月，W80＝9,000円／月，W85＝13,500円／月，W90＝18,000円，W95＝22,500円

は，一審の地裁判決より 28％～36％の減額

▶飛行差止：第三者行為論で棄却（日本政府が第三者である米軍に対し飛行差し止めを求めることはできない）

▶対米訴訟：棄却（訴状すら米国に送達せず）

当日，福岡高裁那覇支部向かいの城岳公園には，嘉手納訴訟団各支部のノボリ旗を先頭に，約400名が駆け付け事前集会が開かれ，全国基地連，



辺野古新基地建設に反対する市民団体，労組も参加し，嘉手納爆音訴訟への関心の高さと，沖縄が置かれている状況を痛感させられました。判決後の正門前で抗議集会では，怒りのこぶしが何回も振り上げられていました。

判決日に合わせて全国基地連は，前日の10日に事務局長会議を開催し，相次いでいる控訴審判決の状況分析と第5回全国基地連総会の打ち合わせなどを行いました。とりわけ，厚木基地周辺で執拗に展開され沖縄にも「上陸」している【ビジネス訴訟】について意見が交換され，今後の最高裁に向けて検討を続けることにしました。

判決日翌日の12日は全国基地連からの支援者は二手に分かれ，一方は沖縄県庁に要請，他方は連日続けられている辺野古新基地建設反対のキャンプシュワブ前座り込み行動に合流してエールの交換をしました。

嘉手納の高裁判決を受け，今後の最高裁に向けた運動を全国で展開すべく，全国基地連一丸となって取り組んでいく大きな節目になったことを実感した3日間でした。

9月28日～29日

全国の基地爆音訴訟原告団 が「厚木」に集まり、第5 回総会を開く

横田・基地被害をなくす会
事務局長 塚本 秀男

3年ぶりに開催の総会が、今年は厚木基地に隣接した神奈川県大和市にて開かれた。

米軍・自衛隊機の爆音等に対抗して裁判に立ち上がった小松基地原告団(石川県)、厚木基地原告団、岩国基地原告団(山口県)、新田原【にゅうたばる】基地原告団(宮崎県)、嘉手納と普天間基地原告団(沖縄県)、及び、横田基地原告団(新横田、第9次)から総結集し、総勢百名を超える盛況な総会となった。

28日には総会に先立ち、オスプレイの中継基地となっている厚木基地のフィールドワークと全国原告団交流会を開催。交流会の中では、沖縄から参加された新垣勉弁護士から「爆音訴訟の現在と課題」について講演があり、課題として次の4点を提起された。①厚い壁になっている「第三者行為論」(第三者である米軍の行為は、被告とした日本政府が規制できないとする論理)の克服、②自衛隊機差止めを求める行政訴訟を勝ち抜く論理の構築、③損害賠償額の水準引き上げ、④爆音暴露(被害)地域全体への被害補償の実現等を力説された。

翌29日の総会では、(1)午前の部として、各原告団からの闘いの報告と北海道大学教授の松井利仁氏による刺激的な講演が行われた。松井氏は、①「どうして飛行差止めができないのか(勝ち取れないのか)」と参加者に問いかけ、②国と司法の論理は、砂川事件最高裁判決(60年前の1959年)で発出した「第三者行為論」や「統治行為論」(高

度の政治性のある国の行為は裁判所の審査対象外とする論)を持ち出して、差止めを一貫して棄却してきていることをどう見るか、③その打破のためには、「共通被害」に代わる、裁判官も認めざるを得ない科学的知見を活用した「個別被害の立証」(環境性睡眠障害などの診断書を証拠として提出)に基づく裁判進行こそ求められる(まよめの文責は事務局)、と強調された。

(2)午後の部は、この間に亡くなられた大野芳一さん(新横田基地訴訟原告団長)らに黙とうを捧げてから始まり、①来年1月には「5つの訴訟が上告」という状況となる中で最高裁に対する独自の闘いを組織していくことや全国基地連活動の強化を図る「特別会計」の創設などの活動総括方針、②会則の一部改定と役員選出 ③総会決議とオスプレイの配備中止を求める特別決議が審議・採択されて閉会した。

基地訴訟の判決水準の一部後退という局面を打破すべく各原告団の交流と団結を深め合う総会となった。



9/24-10/8 の CV-22B オスプレイの動向

月日・曜日	時刻	機番	進行方向	離着陸	備 考
9/24 (火)	15:49	CV-?	北	飛行	離陸か？あきる野市（基地西側）で目撃
	15:49	CV-?	北	飛行	離陸か？あきる野市（基地西側）で目撃
	?	CV-?			
	?	CV-?			
9/25 (水)	15:51	CV-?	北	離陸	
	15:51	CV-?	北	離陸	
	20:50 頃	CV-?	北	着陸	
	21:20 頃	CV-?	北	着陸	到着後しばらくホバリング
9/26 (木)	15:54	CV-69	北	離陸	銃口
	15:54	CV-71	北	離陸	銃口
	18:30	CV-69	北	着陸	
	19:00 頃	CV-71	北	着陸	18：51 帰投後，10 分ほどホバリング，ホイススト訓練
	19:43	CV-69		離陸	
	19:43	CV-71		離陸	
	21:30	CV-69		着陸	20:52 帰投後ホバリング，基地西側を旋回など繰り返す。
	21:30	CV-71		着陸	20:52 帰投後ホバリング，基地西側を旋回など繰り返す。
9/30 (月)	15:50	CV-69		離陸	
	15:50	CV-71		離陸	
	17:18	CV-69		着陸	
	18:36	CV-71		着陸	17:19 帰投後，ヘリモードで低空飛行，南北でホバリングした後，着陸
	19:26	CV-69		離陸	
	19：26 ？	CV-71		離陸	
	21:38	CV-69		着陸	2 機編隊で帰投
	21:38	CV-71		着陸	
10/1 (火)	15:50	CV-75	北	離陸	
	15:50	CV-69	北	離陸	
	18:20	CV-75		着陸	
	18:20	CV-69		着陸	
	19:28	CV-75		離陸	
	19:28	CV-69		離陸	
	?	CV-75		着陸	
	?	CV-69		着陸	
10/2(水)	15:44	CV-69	南	離陸	
	15:44	CV-75	南	離陸	
	16:59	CV-69		着陸	銃口
	18:03	CV-75		着陸	
	18:55	CV-69	南	離陸	40 分ほど基地西側を旋回し，ホバリングを繰り返す。
	19:40	CV-75	北	離陸	CV-69 と 2 機で西方向に飛び去る。
	21:05	CV-69		着陸	20：57，2 機編隊で帰投。南側でホバリング，基地西側を旋回を行う。
	21:05	CV-75		着陸	
10/3 (木)	13:32	C V -67	南	離陸	基地西側を旋回して着陸
	13:40	C V -67		着陸	
	15:51	C V -71	南	離陸	
	17:40	C V -71		着陸	
	18:02	C V -67	南	離陸	機と西側を旋回～北側からローパス，を 2 回繰り返す。
	18:02	C V -67		着陸	
10/7 (月)	15:53	C V -67	北	離陸	銃口 東富士方面（御殿場・雨）に出かけたが早めに帰投
	15:53	CV-69	北	離陸	銃口 同上
	17:40	C V -67		着陸	16：59 姿を現し，東側誘導路北で離着陸，ホバリング～基地西側旋回を繰り返す
	17:40	CV-69		着陸	同上…17：36 より数分間ホイススト訓練実施
	18:40	C V -67		離陸	
	18:40	CV-69		離陸	
	21:15	C V -67		着陸	20：25 に戻り，東側誘導路での離着陸，ホバリング，基地西側旋回，を繰り返す
	21:15	CV-69		着陸	同上
10/8 (火)	15:45	CV-67	北	離陸	
	15:54	CV-69	北	離陸	
	?	CV-67		着陸	
	?	CV-69		着陸	

「うるさい！」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
八王子市役所：042-626-3111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111

経過報告と今後の予定 (2019年8月27日～)

- * 8/27 高裁前で宣伝行動+ビラ撒き
- * 8/29 オスプレイ東日本連絡会
- * 9/1 オスプレイ署名+宣伝行動 in 福生駅東口
- * 9/5 弁護団・原告団会議
- * 9/5 なくす会・原告団 合同役員会議
- * 9/6 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 9/8 横田基地・学習会 三多摩実行委員会 (講師)
- * 9/9 高裁前で宣伝行動+ビラ撒き
- * 9/10 全国基地連事務局長会議 in 那覇
- * 9/11 嘉手納基地訴訟高裁判決支援行動
- * 9/12 辺野古支援行動、沖縄県庁要請
- * 9/13 第9次横田・結審法廷記者レク
- * 9/17 第9次横田・高裁結審と関連行動
- * 9/24 NHK取材ディレクター事前下見・案内
- * 9/25 NHK原告取材 (昭島市Kさん・瑞穂町Iさん)
- * 9/28 厚木基地F.W. 全国基地連・交流会
- * 9/29 全国基地連総会 in 大和 (厚木)
- * 10/1 横田基地前オスプレイ配備反対スタンディング
- * 10/3 なくす会・原告団 合同役員会議 (昭島市公民館)
- * 10/11 オスプレイ署名+宣伝行動 in 箱根ヶ崎駅
- * 10/16 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 10/17 NEWS印刷・発送作業
- ☆☆☆☆☆☆☆☆以下は、基地の現状など☆☆☆☆☆☆☆☆
- * 8/27 EA18 G③機着陸～離陸
- * 9/4～5 飛行場被害復旧等訓練日米施設部隊共同訓練
- * 9/5 ? -7 C130J ⑫機、台風避難で沖縄?に避難
- * 9/5 嘉手納のMC130が横田基地で訓練飛行
- * 9/9 在韓米空軍A10 ④機が着陸～離陸
- * 9/12 C130 ②機が4個の物資投下訓練
- * 9/12 嘉手納のMC130が横田基地で訓練飛行
- * 9/12 在韓米空軍F16 ②機が着陸
- * 9/12-13 9/11 飛来のCH53E 横田基地で訓練飛行
- * 9/14-15 日米友好祭=前後の日に展示機が飛来・帰投
- * 9/14-15 陸自空挺団人員降下、オスプレイ機関銃展示

- * 9/18 在韓米陸軍軽輸送機C12U 横田基地で訓練飛行
- * 9/19 C130による砂袋投下訓練
- * 9/24 三沢のF16 ②機離陸
- * 9/26 C130 ②機が30名以上の人員降下訓練実施
- * 9/30 C130 ②機が各1個の物資投下
- * 10/1～北関東防衛局オスプレイの離着陸情報提供中止
- * 10/11 C130J ⑪機、台風避難で沖縄?に避難
- * オスプレイの動向は、p6に掲載
- ☆☆☆☆☆☆☆☆以下は、今後の予定など☆☆☆☆☆☆☆☆
- * 10/18 10.21 集会=三多摩平和運動C主催<講師>
- * 10/25 岩国基地訴訟高裁判決支援行動 (広島高裁)
- * 10/26 岩国基地フィールドワークなど
- * 11/1 オスプレイ反対・第2ゲート前スタンディング
- * 11/1 弁護団・原告団会議
- * 11/7 なくす会・原告団 合同役員会議
- * 11/13 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 11/30 三多摩平和運動センター20周年記念式典
- * 12/1 オスプレイいらない! 千葉県民集会<挨拶>
- * 12/5 なくす会・原告団 合同役員会議
- 【2020年】
- * 1/4 オスプレイ署名+宣伝行動 in 昭島駅北口13時
- * 1/23 第9次横田・高裁判決言い渡し
- * 1/25 岩国集会<講師?>



オスプレイ配備反対署名・宣伝行動等のお知らせ

【横田・基地被害をなくす会 第9次横田原告団主催】

◇ 11月1日（金）11時～12時

オスプレイ配備反対スタンディング

横田基地第2ゲート前

【オスプレイ横田配備反対連絡会主催】

◇ 11月16日（土）13時30分～14時30分

立川駅北口デッキ

◇（2020年）1月4日（土）13時～14時

昭島駅北口

NEWS内容 (CONTENTS)

高裁審理は1回で結審～判決は1/23・16時……………	1
控訴審弁論で、地裁判決後の被害、国の嘘を主張……………	2
第三次嘉手納基地控訴審（高裁）訴訟判決関連行動……………	4
全国基地連総会・交流会・講演などの報告……………	5

9～10月のCV-22オスプレイ動向……………	6
うるさい！と思ったら……………	7
経過報告と今後の予定……………	7
オスプレイ配備反対行動のお知らせ……………	8
天欄……………	8

▶「高裁では法廷は一回だけ」という阿部潤裁判長の横暴に、「それはないだろう！」

と、この夏3回の霞が関でのビラ配りをやった。3回目の9月9日は15号台風の過ぎ去った直後で、首都圏の交通網は大混乱。「出勤時」の予定を「昼休み」に変更したのだが、現場に到達できなかった人も出た。17日の第1回口頭弁論は、入れ替えが必要なほど人が集まり、弁護団の弁論も、原告の弁論（意見陳述）も力が入ったものだった。だが阿部裁判長の強権指揮は予定通り。怒りの声があがった。基地周辺を支配するのは「日米安保」の密約だけ。基地周辺住民に日本国憲法は及ばないのだ。高裁阿部裁判長の仕事は、司法の一角を担うものとして、それを周知徹底することだったのだろう。▶「沖縄では基地ゲートの前で座り込みやっているのに、なぜ横田ではやらないの？」と新人のKさんに言われた。「そうだね」と反論の余地もない。騒音訴訟がはじまった1970年代、基地に申し入れにいくと大きな部屋に通されて、それなりの役職の人が対応してくれた。そのうち部屋に通されなくなり、その後、抗議に行くと申し入れ書を受け取らなくなり、鉄の可動式ゲートができて、デモの日は閉じられるようになった。世界貿易センタービルに旅客機が激突したあと半年ほどは、フェンス沿いに幾つもの迷彩の見張り台が設置され、米兵が国道16号に向かって銃を構えた。北側フェンスの中からは夜間、畑にむかって探照灯が向けられ、作物が異常成長してしまった。今はオスプレイの尻尾から出た機関銃の銃口が下の人々と町を狙っている。▶月の第1日にゲート前で、ビラ配り、監視とよびかけをすること

天欄

になった。▶第1回は11月1日金曜日前11時から正午。毎月立っていると基地

の景色も人の姿も、また深く見えてくるにちがいない。通りかかる米軍兵士との会話、立っている者同士の会話もまた、楽しみである。冬にむかう季節だが、参加をよびかけたい。日米安保の理不尽を痛感しながら、沖縄の人々と通じ合う連帯感を感じることもできるだろう。(K) ▶9月23日の東京新聞「私説/論説室から」で、論説委員の半田氏が横田基地滑走路外周工事整備に伴って出た土砂を所沢通信基地へ搬入する件について書いている。「…今回の作業が異例なのは、提供された施設の整備を防衛省に委ねてきた米軍が民間業者を雇い、自費で行った点にある。…米軍担当者の説明によると『汚染土の搬出では』との疑念には、搬出する土砂そのものは調べず、周辺を調べて汚染物質は出なかったとしている。…米軍担当者は土砂搬入が『米政府の逆鱗に触れてしまったので今回限り』と所沢市に伝えている。なぜ米政府は怒ったのか。防衛省は案件の全容を解明するべきだ。▶日米地位協定第4条に「合衆国は、この協定の終了の際またはその前に日本国に基地を返還するに当たって、当該基地をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、またはその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わない。」とあるが、米軍が使用した土地には何があるのか、どれだけ汚染されているのか、かなり怪しい。▶これを実証するかのように、かつて米軍北部演習場だった沖縄本島北部に広がる「やんばるの森」から大量の照明弾や薬きょうが発見されている。形のあるものはまだしも、そうでない物質はどれだけ廃棄されているのか、考えただけでもぞっとする。▶日本政府はこの森を含む地域を世界自然遺産の候補にあげているというのだが、冗談なのだろうか。(M)